

〔奉書裏白〕

以上

就御上洛、從御年寄衆御狀被遣候、
来月朔日より大名衆江戸を御立、順々ニ
御上り候、路次中舟渡之所舟之儀
丈夫ニ被申付、往還之衆無御逗留様ニ
能々念を入可被申付候、此箱之内ニ
御年寄衆御狀御座候間、各被致拝見、
其次々之舟渡之所私領迄も可被申触候、
不及申二候へ共、手形を取、其先々へ御狀
可被相届候、御油断有間敷候、恐々
謹言、

曾根源左衛門

五月廿五日

吉次（花押影）

大河内金兵衛

久綱（花押）

馬入

服部惣左衛門殿

坪井次左衛門殿

さかわ

小田原領

藤川

小林彦五郎殿

長谷川藤右衛門殿

天龍

高力摂津守殿

高室金兵衛殿

今切

服部権太夫殿

同 左殿

秋鹿長兵衛殿

尾張御領分

美濃筋

岡田将監殿